（証明の取消し）

施行条　総務大臣は、第十二条（前条第十二項において準用する場合を含む。）の証明書の交付を受けた法人が次のいずれかに該当するときは、当該証明を取り消すものとする。

一　第十一条の申請に際して虚偽の申請を行ったとき。

十一　前条の申請を怠ったとき又は同条の申請に際して虚偽の申請を行ったとき。

2　前項の規定により証明の取消しが行われた場合には、当該取消しに係る証明書の交付を受けた法人は、当該証明書を直ちに総務大臣に返還しなければならない。

様式第一（第一条関係）

電気通信基盤充実臨時措置法第５条第３項に規定する認定計画に従って取得等した電気通信設備であること等の証明申請書
（本様式は、租税特別措置法第68条の26に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人についても使用するものとする。）

（総務大臣）　殿

申請年月日　　年　　月　　日

住所（ふりがな）

申請者名（ふりがな）（名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

（連絡先　電話番号：　　担当者：　　）

電気通信基盤充実臨時措置法第５条第３項に規定する認定計画に従って取得等をした電気通信設備が、租税特別措置法施行令第28条の８第２項第１号及び第２号に掲げる要件を満たすことについて証明を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。

1　電気通信基盤充実臨時措置法第４条第１項の認定年月日及び認定番号

（同法第５条第１項の変更認定を受けた場合は、変更認定年月日及び変更認定番号も併せて記載する。）

認定年月日：　　年　　月　　日

認定番号　：　　号

（変更認定年月日：　　年　　月　　日）

（変更認定番号　：　　号）

2　添付書類

⑴　平成25年総務省告示第203号様式第二

⑵　平成25年総務省告示第203号別表第一に掲げる書類

⑶　平成25年総務省告示第203号別表第二に掲げる書類

本申請に係る様式第二の⑴から⑶までに記載した電気通信設備が、電気通信基盤充実臨時措置法第５条第３項に規定する認定計画に従って取得等したものであり、租税特別措置法施行令第28条の８第２項第１号及び第２号に掲げる要件を満たすものであることを証明します。

第　　号

年　　月　　日　　（総務大臣記名押印）

長辺：短辺　（日本工業規格Ａ列４版）

様式第二（取得等設備一覧）

区　　分	取得年月日	製造社名／型式	単　価	数　　量	総　額	設置場所
⑴　サーバー用の電子計算機（※１）						
⑵　非常用電源装置（※１）						
⑶　ルーター又はスイッチ（※１）						
⑷　特定情報通信業の用に供する一の生産等設備（⑴から⑶までに記載した設備を除く。）（※２）						

※１　法人の特定情報通信業の用に供する一の生産等設備を構成し、認定計画に記載されている電気通信設備について記載すること。

※２　法人の特定情報通信業の用に供する一の生産等設備を構成する減価償却資産について記載すること。認定計画における事業者の分類がⅢ以外に該当する法人は、記入を要しない。

長辺：短辺　（日本工業規格Ａ列４版）

様式第三（第三条関係）

電気通信基盤充実臨時措置法第５条第３項に規定する認定計画に従って取得等した電気通信設備であること等の証明申請書
（本様式は、租税特別措置法第68条の26に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人についても使用するものとする。）

（総務大臣）　殿

申請年月日　　年　　月　　日

住所（ふりがな）

申請者名（ふりがな）（名称及び代表者の氏名を記載することとし、代表者が自筆で記入したときは、押印を省略できる。）

（連絡先　電話番号：　　担当者：　　）

電気通信基盤充実臨時措置法第５条第３項に規定する認定計画に従って取得等した電気通信設備が、租税特別措置法施行令第28条の８第２項第１号及び第２号に掲げる要件を満たすことについて証明を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。

1　変更した箇所

2　変更した理由

3　当該変更に係る電気通信基盤充実臨時措置法第５条第１項の変更認定年月日及び変更認定番号

変更認定年月日：　　年　　月　　日

変更認定番号　：　　号

4　添付書類

（当該変更に係る申請添付書類のみ添付）

長辺